

御代田町教育委員会の後援及び共催に関する事務取扱要領  
(趣旨)

第1条 この要領は、御代田町教育委員会（以下「教育委員会」という。）以外のもの（町の機関を除く。）が実施する事業に対し、教育委員会が後援及び共催（以下「後援等」という。）することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業 講演会、公演会、講習会、展覧会、競技会等の集会又は催物をいう。

(2) 後援 主催者の行う事業の趣旨に賛同し、教育委員会の名義使用を認めることをいう。

(3) 共催 主催者と教育委員会が共同して事業を執行することをいう。

(承諾の基準)

第3条 教育委員会が、後援等名義の使用を承諾する主催者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 国（独立行政法人等を含む。）又は地方公共団体

(2) 学校又は教育機関

(3) 公益法人又はこれに準ずる団体

(4) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認めるもの

2 後援等名義を使用する事業は、その内容が次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 事業の目的が教育、学術、文化芸術又はスポーツの普及振興に寄与し、公益性のあるもの

(2) 教育委員会の教育行政の運営に関する一般方針に添うもの

(3) 営利を目的としない公益性のある事業内容であるもの

(4) 主催者が明確なもの

(5) 主催者の代表者及び役員並びに事業に従事する者が御代田町暴力団排除条例（平成24年御代田町条例第17号）第2条各号に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないもの

(6) 広く町民を対象とするもの

(7) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が適当と認めるもの

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する事業は、後援等名義の承諾を受けることができない。

(1) 特定の思想、宗教、政党又は結社を支持又は支援すると認められるもの

(2) 営利又は商業宣伝を目的とすると認められるもの

(3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあると認められるもの

(4) その他、後援等を行うことが不相当と認められるもの

(申請の手続)

第4条 教育委員会の後援等を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業開始の1か月前までに後援等名義使用申請書（様式第1号）に事業概要書及び事業予算書を添付して提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

2 第1項の規定にかかわらず、様式第1号に定める各項目について記載のある文書により申請があった場合、当該申請文書をもって代えることができる。

(承諾の決定)

第5条 教育委員会は、前条の規定に基づく申請が第3条に定める承諾の基準を満たしているかどうか審査し、後援等の承諾又は不承諾を決定するものとする。

2 教育委員会は、後援等の承諾又は不承諾を決定したときは、後援等名義使用承諾・不承諾通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 教育委員会は、後援等の承諾をするときは、必要に応じて条件を付することができる。

(事業計画の変更)

第6条 申請者は、第4条の規定により申請した内容に変更があったときは、速やかに変更後の関係書類を教育委員会に提出しなければならない。

(承諾の取消等)

第7条 教育委員会は、後援等を承諾した事業が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、後援等名義使用取消通知書（様式第3号）をもって通知し、その承諾を取り消すことができる。

(1) 第3条第1項及び第2項に定める承諾基準に違反して事業を行い、又は行うおそれがあるとき。

(2) 第4条の申請事項に虚偽が判明したとき。

(3) 第5条第3項で規定により付した条件に違反したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が承諾を取り消すことが適当であると認めるとき。

2 前項の規定により後援等名義を取り消されたものは、交付を受けた後援等名義使用承諾通知書を直ちに教育委員会に返還しなければならない。

3 事業実施後に承諾の基準に反していたことが認められた場合は、当該団体に対する新たな後援等を行わないものとする。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(事業実施報告)

第8条 主催者は、当該事業実施の際、印刷物等を作成したときは、速やかに教育委員会に提出しなければならない。

2 主催者は、後援等名義を使用する事業が終了したときは、事業終了後速やかに教育委員会に後援等名義使用事業実施報告書(様式第4号)を提出しなければならない。

(免責)

第9条 後援等の不承諾又は第7条第1項の規定により後援等の承諾を取り消したことによって生じた損害については、教育委員会は其の責を負わない。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年9月1日から施行する。